

# ○津軽広域連合職員の分限の手續及び効果に関する条例

(平成12年12月26日津軽広域連合条例第6号)

改正 令和元年11月22日条例第2号  
令和7年2月18日条例第1号

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項の規定に基づく職員の意に反する休職又は降給の事由、同法第28条第3項の規定に基づく職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續並びに効果並びに同条第4項の規定に基づく失職の例外について、必要な事項を定めるものとする。

(休職)

**第2条** 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。

- (1) 学校、研究所その他これらに準ずる施設において、その職員の職務に関連があると認められる事項の調査、研究に従事する場合
- (2) 水難、火災その他の災害により生死不明又は所在不明となった場合
- (3) 法第28条第2項各号及び前号に該当して休職にされた職員並びにその他その意に反せず休職にされた職員が、その休職の事由の消滅又はその休職の期間の満了により復職したときにおいて定員に欠員がない場合

(降給)

**第3条** 職員の勤務成績がよくない場合においては、その意に反してこれを降給することができる。

(本人の意に反する降任、免職及び降給の場合)

**第4条** 法第28条第1項第1号及び前条の規定により職員を降任し、免職し、又は降給することのできる場合は、勤務成績評定表その他勤務成績を評定するに足ると認められる客観的事実に基づき勤務成績が不良なことが明らかな場合とする。

**第5条** 法第28条第1項第2号の規定により職員を降任し、又は免職することのできる場合は、任命権者の定める医師2名によって職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと診断された場合とする。

**第6条** 法第28条第1項第3号の規定により職員を降任し、又は免職することのできる場合は、当該職員をその現に有する適格性を必要とする他の職に転任させることのできない場合に限るものとする。

**第7条** 法第28条第1項第4号の規定により職員を降任し、又は免職することのできる場合において、当該職員のうちいずれを降任し、又は免職するかについては、法第13条に定める平等取扱の原則及び法第56条に定める不利益取扱の禁止の規定に違反して行うことはできない。

(降任、免職、休職及び降給の手續)

**第8条** 職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

**第9条** 法第28条第2項第1号の規定による休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休職を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。

2 前項の規定により定めた休職の期間が3年に満たない場合には、その休職を発令した日から引き続き3年を超えない範囲内においてこれを更新することができる。

3 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に関する前2項の規定の適用については、第1項中「3年を超えない」とあるのは「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の」と、前項中「3年に」とあるのは「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期に」と、「3年を」とあるのは「当該任期を」とする。

**第10条** 法第28条第2項第2号の規定による休職の期間は、その刑事事件が裁判所に係属する間とする。

**第11条** いかなる休職も、休職の事由が消滅したときにおいては、当該職員が離職し、又は他の事由により休職にされない限り速やかにその職員を復職させなければならない。

2 休職の期間が満了したときにおいては、当該職員は当然復職するものとする。

**第12条** 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 休職者は、その期間中条例で別段の定めをしない限り何らの給与を受けてはならない。

(失職の例外)

**第13条** 公務上の交通事故により拘禁刑に処せられた職員のうち、その罪が本人の故意又は重大な過失によらないものであり、かつ、刑の執行を猶予されたものについて、任命権者が情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。

2 前項の規定によりその職を失わなかった職員が、当該刑の執行猶予を取り消されたときは、当該取消しの日にその職を失うものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (令和元年11月22日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第4条中津軽広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第4条の改正規定(「6月」を「6か月」に改める部分に限る。)及び第5条第1項の改正規定、第5条中津軽広域連合職員の育児休業等に関する条例第2条の2、第17条及び第18条の改正規定、第7条中津軽広域連合の職員の給与に関する条例第8条、第9条第1項及び第3項から第5項まで、第10条並びに第12条の改正規定並びに同条に1項を加える改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 会計年度任用職員の選任等のために必要な行為は、この条例の施行の日（前項ただし書の規定による施行の日を除く。）前においても行うことができる。

(津軽広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

3 津軽広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 12 年津軽広域連合条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条に次の 1 項を加える。

3 前 2 項に規定するもののほか、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

第 17 条第 3 項中「第 12 条」を「第 12 条第 1 項」に改める。

第 17 条の 2 第 3 項中「給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間あたりの勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額」を「給与条例第 12 条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額」に改める。

**附 則**（令和 7 年 2 月 18 日条例第 1 号）

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。